

# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

### (1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	23年度			24年度			25年度		
				台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比
原動機付自転車	50cc以下	1,000	23,238	23,238	96.8	22,457	22,457	96.6	21,759	21,759	96.9	
	90cc以下	1,200	1,110	1,332	93.8	1,048	1,258	94.4	976	1,171	93.1	
	125cc以下	1,600	4,156	6,650	108.1	4,566	7,306	109.9	4,953	7,925	108.5	
	ミニカー	2,500	77	193	102.7	76	190	98.4	85	213	112.1	
	小計		28,581	31,413	98.9	28,147	31,211	99.4	27,773	31,068	99.5	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの	2,400	3,413	8,191	102.5	3,359	8,062	98.4	3,319	7,966	98.8	
	三輪のもの	3,100	1	3	50.0	1	3	100.0	0	0	0.0	
	四輪のもの	乗用 営業用	5,500	8	44	100.0	7	38	86.4	11	61	160.5
		乗用 自家用	7,200	16,453	118,462	101.8	17,127	123,314	104.1	17,957	129,290	104.8
	貨物	営業用	3,000	541	1,623	100.0	511	1,533	94.5	498	1,494	97.5
		自家用	4,000	6,900	27,600	96.9	6,860	27,440	99.4	6,720	26,880	98.0
	農耕用	1,600	17	27	93.1	20	32	118.5	23	37	115.6	
	特殊作業用	4,700	102	479	95.4	93	437	91.2	97	456	104.3	
	小計		27,435	156,429	100.9	27,978	160,859	102.8	28,625	166,184	103.3	
二輪の小型自動車	4,000	2,342	9,368	99.6	2,376	9,504	101.5	2,465	9,860	103.7		
合計		58,358	197,210	100.5	58,501	201,574	102.2	58,863	207,112	102.7		

(各年度決算における数値(ただし、25年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等

年度 区分	22年度	23年度	24年度
消費本数 (千本)	旧3級品 7,916 旧3級品以外 370,326	旧3級品 11,462 旧3級品以外 329,120	旧3級品 14,123 旧3級品以外 328,683
税率	平成22年9月30日まで 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円 平成22年度10月1日から 旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円
調定額 (千円)	1,391,210	1,545,002	1,548,788
前年度比 (%)	99.6	111.1	100.2

(各年度 最終調定による)

## 3 入湯税

### (1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	22年度	23年度	24年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	98,152	96,008
調定額	7,361,400	7,200,600	7,287,675

\*入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円  
宿泊しない者 75円